

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行なう者でないこと。

3 物件の貸付条件

- (1) 建物・土地の貸付料は無償とする。
- (2) 施設に係る修繕については、通常の使用に支障が見込まれる場合、別途協議する。
- (3) 現在、新田診療所に設置されている医療機器について、使用を希望する場合は無償譲渡とするが、その維持管理経費については使用者の負担とする。なお、施設の貸付開始時において使用を希望しないとする場合に限り、市の負担により撤去するものとする。

4 利用条件

- (1) 診療所運営に際し、下記の要件を満たすこと。
- ①診療科目について
- ・外来内科診療を必須とすること。
- ②診療日について
- ・外来診療日は週2日以上とし、その間で12時間程度の診療時間を設定すること。ただし、祝日や年末年始等はこの限りではない。また、開業当初に限り、上記診療日の確保が難しい場合については、別途協議を行うものとする。
- (2) 令和8年4月1日より事業を開始すること。ただし、貸付前に市が行う施設修繕等により遅れが生じた場合はこの限りではない。
- (3) 業務開始後、5年以上安定的な医療を提供すること。
- (4) 地域の医療・福祉及び市民サービスの向上に努めること。
- (5) 周辺地域・住民との融和を常に意識し業務を実施すること。
- (6) 貸付後の光熱水費等公共料金及び、施設の修繕等維持管理に要する費用を負担すること。ただし、災害等により大規模な修繕が必要となった場合については市の負担とする。なお、引渡しから開業までの間における上記費用の負担については、別途協議を行うものとする。

※経費の例

電気料、水道料、各施設関係委託料（機械警備料、消防設備点検料、電気工作物点検料、火災保険料、等）

5 スケジュール

項 目	日 程
① 公募開始	令和7年1月10日（金）
② 施設見学会	令和7年1月10日～4月18日 随時
③ 質問の受付期限	令和7年4月4日（金）
④ 質問に対する回答	令和7年4月11日（金）
⑤ 参加申込書等提出期限	令和7年4月18日（金）
⑥ 参加資格審査、発表	令和7年4月25日（金）
⑦ 企画提案書等提出期限	令和7年5月9日（金）
⑧ プレゼンテーションの実施、審査	令和7年5月16日（金）
⑨ 選考結果の発表	令和7年5月30日（金）
⑩ 契約締結	令和7年6月初旬

6 参加申込書等の提出

本選定に参加しようとする者は、次の要領で参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式1）
- ②参加資格に関する誓約書（様式2）
- ③事業者概要（様式3）
- ④法人登記事項証明書、定款
- ⑤納税証明書（法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税）
- ⑥決算書の写し（直近2年のもの）

※上記④から⑥については、既に医療法人格を有する者に限り提出するものとし、今後、医療法人格を取得する者については、代表者個人の住民票、所得税、住民税、消費税及び地方消費税（該当者に限る）の納税証明書及び、所得税又は住民税確定申告書の写し（直近2年のもの）を提出すること。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和7年4月18日（金）

(4) 提出先

〒987-0446 宮城県登米市南方町新高石浦 130

登米市市民生活部 健康推進課

TEL：0220-58-2116

(5) 提出方法

持参又は郵送による。なお、持参の場合は土・日・祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、提出期限までの必着とする。

7 施設見学会について

(1) 開催予定日

令和7年1月10日～4月18日 随時

開始時間 午前9時～11時、午後1時～4時

事前申込み制で時間指定とする。3日前まで申込みすること。(各組60分程度)

(2) 申込方法

施設見学会参加申込書(様式5)にて、第1、第2希望までを記入し申込みこと。見学の時間帯は調整のうえ、電話にて連絡をする。

(3) 申込期限

令和7年4月15日(火)午後5時まで

8 質問の受付等

質問は次の要領で提出すること。なお、質問内容は提出書類及び物件に関する事項に限るものとし、審査等に関するものは受け付けないものとする。

(1) 提出書類

質問書(様式6)

(2) 提出期限

令和7年4月4日(金)午後5時まで

(3) 提出先

登米市市民生活部 健康推進課へ電子メールまたはFAXにて提出すること。

【提出先】メールアドレス: kenkosuisin@city.tome.miyagi.jp

FAX: 0220-58-3345

(4) 質問に対する回答

回答は質問書提出者に対し、令和7年4月11日(金)午後5時までに電子メールにて回答するとともに、ホームページにも掲載する。

9 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書(様式7)に次の書類を添えて提出すること。

①企画提案書(任意様式)

②業務実施体制【様式8】

③事業開始までの行程表(任意様式)

④事業者の経営状況が分かる資料((ア)又は(イ)のどちらか一式)

(ア)貸借対照表及び損益計算書

(イ)収支予算書及び収支決算書

⑤事業者の活動内容が分かる資料

(ア)役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類

(イ)法人の概要書(パンフレット等で概要が分かるもの)

※申請者が個人の場合には、これまでの経歴等(勤務先や勤務内容等)を

記載した書類を提出すること。

(2) 企画提案書の形式

- ①企画提案書の用紙サイズはA4サイズとする。なお、A3サイズによる折込ページは可とする。
- ②企画提案書は、簡潔明瞭に記載することとし、各ページの下部にはページ番号を付すること。
- ③図、表、写真等の使用及び着色は自由とする。

(3) 企画提案書の内容

企画提案書には以下の事項についての提案を含めて記載すること。

- ①診療科目について
外来内科診療は必須とする。
- ②診療日及び診療時間について
外来診療日は週2日以上とし、その間で12時間程度の診療時間を設定すること。
- ③その他事業について
診療所事業を主とするが、診療所以外の事業を組み合わせた提案も可とする。
- ④開設見込日について

(4) 提出部数

各11部（正本1部、副本10部）

(5) 提出期限

令和7年5月9日（金）

(6) 提出先及び提出方法

参加申込書等の提出と同じ

10 選定方法及び結果の通知

(1) 参加資格審査（事務局による審査）

提出された書類により、提出書類に不足はないか、対象外の事業ではないか等について審査を行う。

(2) プレゼンテーション・審査委員会による審査

参加資格審査にて選定された応募者による提案内容のプレゼンテーション並びにヒアリングを行い、提案内容を評価し、順位を決定する。最高順位の応募者を優先候補者として、貸付に係る協議を行うものとする。

11 プレゼンテーションの実施

- (1) 日 時 令和7年5月16日（金） 午後2時00分から
- (2) 場 所 登米市南方庁舎 2階 会議室
- (3) 内 容 企画提案書に基づいたプレゼンテーション

- (4) 時間 1事業者につき30分(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)
- (5) 出席者 3名以内
- (6) 器材 プロジェクター及びスクリーンは、市の設備の利用を可とするが、パソコン等は提案者が準備すること。
- (7) 順番 企画提案書の受付順とし、開始時刻については、別途通知する。
- (8) その他 参加者が1事業者であっても実施する。

1.2 審査基準

審査項目は次のとおりとし、評点の合計点数が最も高い参加者を契約候補者として選定する。

No.	審査項目	ポイント
1	企画提案及び事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における診療所の役割や位置付けを理解し、地域医療に貢献できる提案がなされているか。 ・地域の医療ニーズを把握した実現性の高い事業内容となっているか。 ・地域住民との融和を意識した上で、意欲のある提案となっているか。
2	事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な人員の配置が計画されているか。
3	事業開始までの行程	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な業務開始が見込まれる行程となっているか。
4	事業計画及び収支・資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ・実現可能な事業計画となっているか。 ・安定性、継続性のある計画となっているか。 ・患者サービスの向上策を考えているか。 ・施設の維持管理の対応を考えているか。
5	経営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・法人として安定的な経営体制のもと、事業が実施される計画となっているか。

1.3 審査結果の通知

選定結果については、令和7年5月30日(金)に参加者全員に文書(様式9)により通知するとともに、ホームページにおいて選定結果を公表する。なお、審査結果に関する問い合わせ及び異議については受け付けないものとする。

1.4 契約の締結

市は、選定された事業者と速やかに本選定に係る契約に向けた協議を行う。
 なお、財産処分の承認が必要であることから、承認後に契約を締結するものとする。

1.5 失格事由

次に掲げる事由に該当するときは、失格とする。

- ①提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ②審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ④契約締結までの間に、プロポーザル参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合
- ⑤その他、不正な行為があった場合

16 その他

- (1) 本選定に係る経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- (3) 提出された参加申込書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、登米市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。